

令和 7 年第 2 回

茅ヶ崎市議会定例会 議案等要旨

議案第 4 5 号 令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 2 号）

）

議案第 5 9 号 市道路線の認定について

報告第 3 号 茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況について

）

報告第 1 1 号 令和 6 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の繰越
計算書について

議案第45号 令和7年度茅ヶ崎市一般会計補正予算(第2号)(議案書 P5~26)

歳入歳出それぞれ598,913千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ104,492,803千円とするもの

(歳出)

「款2 総務費」

「項1 総務管理費」

「目1 一般管理費」

定額減税を補足する調整給付に際し、令和5年所得等による推計額で算定したことで、本来の支給額に不足が生じた方等への不足額給付を行うことに伴い、給付事務に従事する会計年度任用職員の「共済費」を増額するもの

「目8 支所及び出張所費」

小出支所について、ロビーに設置されている空調機の修繕を行うため、「修繕料」を増額するもの

「款3 民生費」

「項1 社会福祉費」

「目1 社会福祉総務費」

定額減税を補足する調整給付に際し、令和5年所得等による推計額で算定したことで、本来の支給額に不足が生じた方等への不足額給付を行うことに伴い、給付事務に従事する職員の「時間外勤務手当」を増額するもの

定額減税を補足する調整給付に際し、令和5年所得等による推計額で算定したことで、本来の支給額に不足が生じた方等への不足額給付を行うことに伴い、「負担金補助及び交付金」を増額するもの

定額減税を補足する調整給付に際し、令和5年所得等による推計額で算定したことで、本来の支給額に不足が生じた方等への不足額給付を行うことに伴い、「報酬」、「会計年度任用職員期末勤勉手当」、「費用弁償」、「消耗品費」、「通信運搬費」、「手数料」、「委託料」、「使用料及び賃借料」を増額するもの

「項2 児童福祉費」

「目1 児童福祉総務費」

こどもセンター整備事業について、建築工事に係る入札の中止により、工事期間が後ろ倒しになったことに伴い、「工事請負費」を減額するもの

「目4 児童福祉施設費」

鶴が台保育園の屋上防水の部分修繕を行うため、「修繕料」を増額するもの

「款 4 衛生費」

「項 1 保健衛生費」

「目 7 保健所費」

保健所庁舎整備事業について、建築工事に係る入札の中止により、工事期間が後ろ倒しになったことに伴い、「工事請負費」を減額するもの

「款 8 土木費」

「項 3 河川費」

「目 2 河川管理費」

千ノ川護岸整備工事において、資材搬入経路の変更による施工方法の変更に伴い、「工事請負費」を増額するもの

「項 5 住宅費」

「目 1 住宅管理費」

市営高田住宅（簡易 2 階建て）解体工事の影響により生じた近隣住家の損傷に対する補償額の確定に伴い、「補償補填及び賠償金」を増額するもの

「款 1 0 教育費」

「項 2 小学校費」

「目 1 学校管理費」

鶴嶺小学校の北棟屋上防水改修工事を行うため、「工事請負費」を増額するもの

「項 5 社会教育費」

「目 3 博物館費」

文化資料館解体工事の影響により生じた近隣住家の損傷に対する補償額の確定に伴い、「補償補填及び賠償金」を増額するもの
(歳入)

「款 1 5 国庫支出金」

歳出の事業の財源として、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を増額するもの

「款 1 6 県支出金」

歳出の事業の財源として、「広域連携事業補助金」を減額するもの

「款 2 0 繰越金」

歳出の事業の財源として、「前年度繰越金」を減額するもの

「款 2 2 市債」

歳出の事業の財源として、「千ノ川整備事業債」、「義務教育施設整備事業債」を増額するもの

歳出の事業の財源として、「こどもセンター整備事業債」、「保健所庁舎整備事業債」を減額するもの

(継続費の補正)

「こどもセンター整備事業」について、建築工事に係る入札が中止となり、再度積算を行ったことに伴い、総額及び年割額を変更するもの

「保健所庁舎整備事業」について、建築工事に係る入札が中止となり、再度積算を行ったことに伴い、総額及び年割額を変更するもの

(繰越明許費の補正)

「千ノ川整備事業」について、資材搬入経路に係る用地協議に不測の日数を要し、着工が遅れたほか、施工方法の変更により工期が延伸することに伴い、年度内での完了が見込めないため、次年度へ繰り越すもの

(地方債の補正)

歳出の事業の財源として、「千ノ川整備事業」、「義務教育施設整備事業」を増額したことに伴い、限度額を変更するもの

歳出の事業の財源として、「こどもセンター整備事業」、「保健所
庁舎整備事業」を減額したことに伴い、限度額を変更するもの

議案第46号 令和7年度茅ヶ崎市一般会計補正予算(第 3号)(議案書 P27~41)

歳入歳出それぞれ789, 882千円を追加し、歳入歳出予算の総
額をそれぞれ105, 282, 685千円とするもの

(歳出)

「款2 総務費」

「項1 総務管理費」

「目3 広報広聴費」

いじめ防止対策推進法第30条第2項の調査を行ういじめ問題再調
査会について、名称をいじめ重大事態再調査会に改め、その調査業務
の特殊性に鑑み委員の報酬を改定することに伴い、「報酬」を増額す
るもの

「目16 防災対策費」

一般財団法人自治総合センターの助成金を活用し、地域団体におけ
る各種防災資機材整備に対して助成を行うことに伴い、「負担金補助

及び交付金」を増額するもの

「款 3 民生費」

「項 3 生活保護費」

「目 1 生活保護総務費」

令和 7 年度及び 8 年度における生活保護費の特例加算の措置実施等に対応するため、生活保護システムを改修することに伴い、「委託料」を増額するもの

「款 8 土木費」

「項 4 都市計画費」

「目 1 都市計画総務費」

公共下水道事業会計において、設置・改築から 30 年以上を経過した口径 2,000mm 以上の下水道管路を対象に、特別重点調査を実施することに伴い、「投資及び出資金」を増額するもの

茅ヶ崎海岸グランドプラン推進に向け、事業手法や当該区域の利活用を検討することに伴い、「費用弁償」、「委託料」を増額するもの

「款 10 教育費」

「項 1 教育総務費」

「目 2 事務局費」

既存のいじめ防止対策調査会について、名称をいじめ防止対策審議会に改めるほか、いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査を行う附属機関として、いじめ重大事態調査会を分割設置し、調査活動を行う委員の報酬を設定することに伴い、「報酬」を増額するもの

「項2 小学校費」

「目2 教育振興費」

小学校学習用端末更新事業を進めるにあたり、県補助対象部分を予算措置することになったことに伴い、「消耗品費」を増額するもの

香川小学校のプールが不具合により使用できなくなったため、同小学校の水泳授業について、民間事業者からの指導者派遣型による実施から民間施設利用型による実施へ変更することに伴い、「委託料」を増額するもの

「項3 中学校費」

「目2 教育振興費」

中学校学習用端末更新事業を進めるにあたり、県補助対象部分を予算措置することになったことに伴い、「消耗品費」を増額するもの

(歳入)

「款15 国庫支出金」

歳出の事業の財源として、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」を増額するもの

「款 16 県支出金」

歳出の事業の財源として、「市町村立学校働き方改革加速化補助金」、「公立学校情報機器整備事業費補助金」を増額するもの

「款 20 繰越金」

歳出の事業の財源として、「前年度繰越金」を増額するもの

「款 21 諸収入」

歳出の事業の財源として、「コミュニティ助成事業助成金」を増額するもの

議案第47号 令和7年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計 補正予算(第1号)(議案書 P42～51)

第2条「業務の予定量の補正」

主要な建設改良費のうち、管渠建設事業費の既決予定量に19,888千円追加し、2,304,586千円とするもの

第3条「資本的収入及び支出の補正」

資本的収入の既決予定額に18,695千円追加し、3,327,

472千円とするとともに、資本的支出の既決予定額に19,888千円追加し、5,241,183千円とするもの

内容としては、埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて特別重点調査を実施するもの

第4条「企業債の補正」

建設改良費の増額に伴い、「公共下水道整備事業」を目的とした起債の限度額を変更するもの

議案第48号 茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例(議案書 P52)

茅ヶ崎西浜駐車場跡地活用検討委員会の調査審議の対象となる区域を拡大することにより、茅ヶ崎海岸グランドプランの区域内における市有地の活用に関する事項に関し、専門的判断を求め、及び意見を聴取するためのもの

議案第49号 茅ヶ崎市附属機関設置条例及び茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(議案書 P53～55)

いじめの防止対策等に関する事項の調査審議と、いじめによる重大事態に係る事実関係の調査は異なるものであることに鑑み、いじめに係る附属機関の組織及びその委員の報酬額を見直すためのもの

議案第50号 茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(議案書 P56～57)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児を行う職員に係る時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大するとともに、国家公務員に準じ、介護両立支援制度等の請求等に関し講ずべき措置を定めるためのもの

議案第51号 茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例(議案書 P58)

東日本大震災により被害を受けた者に係る保険料の減免の特例措置の期間を延長するためのもの

議案第52号 茅ヶ崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(議案書 P59～62)

菱沼海岸地区地区整備計画区域内における建築物の用途等に関する制限を定めることにより、魅力ある地域づくりを推進するためのもの

議案第53号 公平委員会委員の選任について(議案書 P63～65)

令和7年6月28日をもって任期満了となる公平委員会委員の 米崎 貴博 氏を再び選任するもの

議案第54号 監査委員の選任について(議案書 P66～68)

議会選出の監査委員に 山崎 広子 氏を選任するもの

議案第55号 工事請負契約の締結について(議案書 P69～71)

(仮称) 松林地区地域集会施設建設(建築)工事の工事請負契約を締結するためのもの

議案第56号 工事請負契約の締結について(議案書 P72～74)

(仮称) 松林地区地域集会施設建設 (電気設備) 工事の工事請負契約を締結するためのもの

議案第57号 動産の取得について(議案書 P75)

循環型手洗い器を取得するためのもの

議案第58号 市道路線の廃止について(議案書 P76～78)

芹沢地内で、一般交通の用に供する必要がなくなった市道 8 4 8 1 号線を廃止するもの

議案第59号の1～4 市道路線の認定について(議案書 P79～90)

- 1 松が丘一丁目地内で、株式会社ハートフルステージが築造し、本市に帰属した道路を市道 1 9 7 5 号線として認定するもの
- 2 浜須賀地内で、株式会社八清建設が築造し、本市に帰属した道路を市道 1 9 7 6 号線として認定するもの
- 3 矢畑地内で、株式会社モリショウ・不動産が築造し、本市

に帰属した道路を市道 5 8 0 5 号線として認定するもの

- 4 香川六丁目地内で、株式会社マーケットトラストが築造し、本市に帰属した道路を市道 7 7 2 1 号線として認定するもの

報告第3号 茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況について **(議案書 P91)**

(令和 6 年度事業報告)

公有用地取得事業については、公有用地の取得なし

公有用地売却事業については、公有用地の売却なし

保有土地賃貸事業については、保有土地の有効活用を図るため、4, 9 6 6 . 9 8 平方メートルを茅ヶ崎市ほかに貸し付けし、金額は、3 2, 1 2 7, 1 8 9 円となるもの

(令和 6 年度収支計算書)

収益的収入については、事業収益及び事業外収益で、合計は 3 2, 1 2 8, 7 7 0 円となるもの

収益的支出については、事業原価、販売費及び一般管理費で、合計 5, 0 7 7, 0 8 8 円となるもの

資本的収入については、金融機関及び茅ヶ崎市からの借入金

で、合計は2, 280, 000, 000円となるもの

資本的支出については、公有地取得事業費及び借入金償還金
で、合計は2, 307, 137, 264円となるもの

資金収支決算書については、受入資金から支払資金を差し引い
た45, 076, 293円が次年度繰越金となるもの

(貸借対照表)

資産の部については、現金及び預金、公有用地及び代替地で、
合計は2, 582, 357, 886円となるもの

負債の部については、未払金、短期借入金、未払費用及び前受
収益で、合計は1, 780, 898, 140円となるもの

資本の部については、基本財産、前期繰越準備金及び当期純利
益で、合計は801, 459, 746円となるもの

以上により、負債及び資本の合計は、2, 582, 357, 8
86円となり、資産合計と一致するもの

(損益計算書)

事業収益については、公共用地取得事業収益で0円、附帯等事
業収益で32, 127, 189円であり、合計は
32, 127, 189円となるもの

事業原価については、公有地取得事業原価で0円、附帯等事業原価で、275,968円であり、合計は275,968円となるもの

事業総利益については、事業収益から事業原価を差し引いたもので、31,851,221円となるもの

事業利益については、事業総利益から販売費及び一般管理費を差し引いたもので、27,050,101円となるもの

経常利益については、事業利益に事業外収益を加えたもので、27,051,682円となり、この額が当期純利益となるもの
(キャッシュ・フロー計算書)

事業活動によるキャッシュ・フローについては、24,470,300円となるもの

投資活動によるキャッシュ・フローについては、該当なし

財務活動によるキャッシュ・フローについては、25,000,000円の減少となるもの

現金及び現金同等物減少額は、529,700円となり、現金及び現金同等物期首残高40,605,993円から529,700円を差し引いた40,076,293円が、現金及び現金同等物期末残高となるもの

(財産目録)

令和6年度末における、資産合計から負債合計を差し引いた801,459,746円が純財産となるもの

(借入金明細書)

令和6年度中の借入及び返済状況を借入先別に表したもので、期末残高は、1,780,000,000円となるもの

(公有用地保有状況)

令和6年度末の保有地積は、6,985.86平方メートル、額にして2,537,281,593円となるもの

(令和7年度事業計画)

公有用地取得計画については、予定なし

公有用地売却計画については、予定なし

その他の事業計画として、保有土地賃貸事業については、令和6年度に引き続き、茅ヶ崎市ほかに貸し付けを行う予定となるもの

なお、これにより算定したものが、令和7年度予算実施計画書となるもの

報告第4号 公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興 財団の経営状況について(議案書 P92)

(令和6年度事業報告)

指定管理者として、市民文化会館、美術館及び松籟庵、体育館、体育施設の管理運営業務を実施したほか、市民の要望に応えた市民文化会館事業、美術館事業、松籟庵事業、体育館事業、体育施設事業、並びに主に体育館及び体育施設利用時に必要な物品の販売事業を行うなど、文化芸術・スポーツの向上及び振興に努めたもの

(正味財産増減計算書)

経常収益については、基本財産の運用益、主催事業等の事業収益、指定管理料収益、受取補助金等などで、合計は、725,717,430円となるもの

経常費用については、財団の運営に要する経費として、事業費及び管理費をそれぞれ支出したもので、合計は、725,871,923円となるもの

経常収益計から経常費用計を差し引いた当期経常増減額は、154,493円となるもの

当期一般正味財産増減額については、税引前当期一般正味財産増減

額 1 5 4, 4 9 3 円より法人税・住民税及び事業税分 3 0 9, 7 0 0 円を差し引いた額に、一般正味財産期首残高 4 2 8, 0 4 1, 8 2 4 円を加えた、4 2 7, 5 7 7, 6 3 1 円が一般正味財産期末残高となるもの

正味財産期末残高については、指定正味財産がないことから、一般正味財産期末残高と同額となるもの

(貸借対照表)

資産の部については、流動資産として現金・預金及び未収金、固定資産として基本財産、特定資産、及びその他固定資産で、合計は、5 8 1, 9 5 4, 7 2 9 円となるもの

負債の部については、流動負債として未払金、預り金、固定負債として退職給付引当金で、合計は、1 5 4, 3 7 7, 0 9 8 円となるものの

正味財産の部については、資産合計から負債合計を差し引いたものが一般正味財産であり、負債合計に一般正味財産を合わせた、負債及び正味財産合計は、5 8 1, 9 5 4, 7 2 9 円となり、資産合計と一致するもの

(財産目録)

貸借対照表における資産合計から負債合計を差し引き、正味財産として表したもの

(令和 7 年度事業計画)

展開する事業は、公益目的事業として、「芸術文化の振興を目的とする事業」及び「スポーツによる健康増進及びスポーツの振興を目的とする事業」、収益目的事業として、「物品販売事業」及び「公益目的の外施設貸与事業」を行うもの

事業計画については、令和 7 年度事業計画書及び収支予算書のとおり

報告第5号 土地信託の事務処理状況について(議案書 P93)

土地信託受託者の三菱UFJ信託銀行株式会社より、令和 6 年度事業実績に関する書類及び令和 7 年度事業計画に関する書類の提出を受け、報告するもの

(令和 6 年度事業実績)

前年度に引き続き、テナントの契約管理、収支管理及び建物の総合管理業務を行ったもの

(損益計算書)

収入の部については、テナントの賃貸料及び共益費等で、収入合計は167,143,977円、支出の部については、損害保険料から消費税まで、支出額合計は90,394,289円、当期信託利益金は、収支差額の76,749,688円となるもの

(貸借対照表)

資産の部については、土地及び建物等で、合計は1,391,395,574円、負債の部については、前受金及び敷金で、合計は54,829,532円、資本の部については、引受不動産及び修繕積立金等で、合計は1,259,816,354円、負債・資本の部の合計は1,314,645,886円となり、資産合計から負債・資本合計を差し引いた76,749,688円が当期末処分利益金となるもの

(利益金処分計算書)

当期末処分利益金から元本組入額を差し引いた29,900,000円が、令和6年度の信託配当額となるもの

(令和7年度事業計画)

今年度の期間については、三菱UFJ信託銀行株式会社との土地信託契約期間である令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

の期間のもの

(事業計画)

前年度に引き続き、テナントの契約管理、収支管理及び建物の総合管理業務を行うもの

今年度予定されている茅ヶ崎トラストビルのエレベータの更新工事等のため、修繕費を多く計上したもの

報告第6号 令和6年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費繰越計算書について(議案書 P95～97)

「款 8 土木費」

「項 2 道路橋りょう費」

「道路橋りょう総務管理経費（茅ヶ崎ツインウェイヴ地下道上屋改修工事）」の令和6年度の年割額の執行残額を、令和7年度に逡次繰越するもの

「浜園橋橋りょう整備事業（取付道路工）」の令和6年度の年割額の執行残額を、令和7年度に逡次繰越するもの

「浜園橋橋りょう整備事業（護岸工）」の令和6年度の年割額の執行残額を、令和7年度に逡次繰越するもの

報告第7号 令和6年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰越明 許費繰越計算書について(議案書 P99～107)

「款 2 総務費」

「項 1 総務管理費」

「車両管理経費」について、自動車損害保険料及び公課費において、じんかい収集車について、年度内に納車が完了しなかったため、及び特殊災害対応自動車について、ベース車両のモデルチェンジに伴う納期の延長により、年度内に納車が完了しなかったため、並びに消防ポンプ付水難救助車及び消防ポンプ自動車について、製造工程に遅延が生じ、年度内に納車が完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「情報化推進経費」について、庁内ネットワークにおける無線LAN環境の整備において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「（仮称）松林地区地域集会施設整備事業」について、周辺家屋事前調査及び給排水工事において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「茅ヶ崎ゆかりの人物館管理運営経費」について、腐朽したウッド

デッキの一部撤去及び腐朽防止対策において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「防災資機材整備事業」について、循環式お風呂システム及び水循環型手洗い器等の整備において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「防災倉庫整備事業」について、循環式お風呂システム及び水循環型手洗い器等を保管する防災倉庫の整備において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「項 3 戸籍住民基本台帳費」

「社会保障・税番号制度推進事業」について、戸籍の記載事項に追加された仮登録の氏名の振り仮名の確認を求める通知書の作成及び送付において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「款 3 民生費」

「項 1 社会福祉費」

「職員給与費」について、住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金の支給において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「物価高騰対応重点支援給付金（追加）」について、住民税非課税

世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金の支給において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「物価高騰対応重点支援給付金給付事務費（追加）」について、住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金の支給において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「物価高騰対応重点支援事業（社会福祉総務費）」について、物価高騰の影響を受ける介護サービス事業所等への事業運営支援において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「障がい者福祉管理経費」について、令和7年4月制度改正への対応及び障害者自立支援給付審査支払等システムのサービスコード修正に係る福祉総合システムの改修において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「物価高騰対応重点支援事業（障がい者福祉費）」について、物価高騰の影響を受ける障害福祉サービス事業所等への事業運営支援において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「項2 児童福祉費」

「ファーストプレゼント事業」について、令和6年度内に児童が出生した世帯への商品発送の一部において、年度内に完了しなかったた

め、次年度へ繰り越すもの

「児童手当費」について、国の補正予算を活用し、令和6年10月の制度改正に係るマイナンバー制度のデータ標準レイアウトの変更に
対応するシステム改修において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「款4 衛生費」

「項1 保健衛生費」

「物価高騰対応重点支援事業（保健衛生総務費）」について、物価高騰の影響を受ける医療機関等への事業運営支援において、年度内に
完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「項2 清掃費」

「収集車等購入事業」について、じんかい収集車の購入において、
社会情勢により車両の製作に1年以上の期間を要し、年度内に納車が
完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「款6 農林水産業費」

「項1 農業費」

「物価高騰対応重点支援事業（農業振興費）」について、物価高騰の
影響を受ける農業者に対する農業者物価高騰対策支援給付金の支給に

において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「項 2 水産業費」

「漁港機能保全事業」について、茅ヶ崎漁港（東防波堤）機能保全工事において、海底の砂の堆積の影響による作業船の選定及び検討に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「款 7 商工費」

「項 1 商工費」

「道の駅整備推進事業」について、市道 0 1 2 1 号線外安全施設整備工事において、年度内に完了しなかったため、及び道の駅隣接の柳島ポンプ場敷地内への臨時駐車場整備及び路線バスの延伸に伴うバスベいの整備において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「物価高騰対応重点支援事業（商工振興費）」について、市内店舗でのキャッシュレス決済に対するポイント還元事業及び市内の中小貨物運送事業者支援の実施において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「款 8 土木費」

「項２ 道路橋りょう費」

「道路橋りょう総務管理経費」について、道路排水施設のポンプ設備等の修繕において、修繕に用いるポンプ等の製造に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「道路舗装修繕事業」について、国の補正予算を活用する舗装修繕工事において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「道路整備事業」について、（仮称）松林地区地域集会施設等複合施設の設計を進める中で、当該道路整備事業で新規に整備する歩道下に上水道の供給管を埋設する必要性が生じ、上水道供給管埋設工事終了後に歩道整備を行うこととなり、道路整備工事が年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「幹線道路維持保全事業」について、幹線道路維持保全計画改定業務委託において、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「香川甘沼線道路改良事業」について、地権者との用地買収に係る交渉に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「上赤羽根堤線道路改良事業」について、地権者との用地買収に係

る交渉に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「高田萩園線道路改良事業」について、地権者との用地買収に係る交渉に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「市道 0 1 0 9 号線歩道設置事業」について、地権者との用地買収に係る交渉に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「市道 0 1 1 0 号線歩道設置事業」について、地権者との用地買収に係る交渉に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「下寺尾芹沢線道路改良事業」について、国の補正予算を活用する下寺尾芹沢線道路改良工事において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「狭あい道路整備事業」について、後退用地内にある汚水柵移設工事に係る入札手続きに不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「浜園橋橋りょう整備事業」について、取付道路工の変更設計積算・

現場管理業務において、工事期間の延伸に伴い、年度内に完了しなかったため、及び護岸工の変更設計積算・現場管理業務において、事業のスケジュール変更に伴い、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「項4 都市計画費」

「都市計画事務費」について、室田二丁目地区内の街区形成に係る整備事業において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「香川駅周辺整備事業」について、歩道の暫定整備工事及び電柱の移設補償において、事業の全体スケジュールが後ろ倒しとなったことにより、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「浜見平地区拠点整備事業」について、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「新国道線街路事業」について、地権者との用地買収に係る交渉に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「特別緑地保全地区等整備推進事業」について、清水谷特別緑地保全地区内の用地購入において、年度内に完了しなかったため、次年度

へ繰り越すもの

「森林緑地等維持管理経費」について、清水谷特別緑地保全地区内における樹木の伐採において、不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「項 5 住宅費」

「市営住宅等除却事業」について、市営高田住宅（簡易 2 階建て）解体工事の影響により生じた近隣住家の損傷に対する補償算定において、不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「款 9 消防費」

「項 1 消防費」

「消防水利維持管理経費」について、防火水槽の解体撤去において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「消防通信業務管理経費」について、消防用無線装置と車両動態管理装置の車両転載事業において、特殊災害対応自動車のベース車両のモデルチェンジに伴う納期の延長、及び消防ポンプ付水難救助車及び消防ポンプ自動車の製造工程における遅延により、年度内に納車が完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「消防車両整備事業」について、特殊災害対応自動車において、ベース車両のモデルチェンジに伴う納期の延長により、年度内に納車が完了しなかったため、及び消防ポンプ付水難救助車及び消防ポンプ自動車において、製造工程に遅延が生じ、年度内に納車が完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「款 10 教育費」

「項 1 教育総務費」

「教育事務委託負担金」について、藤沢市への教育事務委託負担金において、藤沢市が国の補正予算を活用して実施する小糸小学校校舎棟外壁等改修工事等が年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「項 2 小学校費」

「学校施設整備事業」について、国の補正予算を活用するLED化を含む円蔵小学校の西棟・中棟大規模改修（電気設備）工事において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「特別支援学級関係経費」について、国の補正予算を活用する緑が浜小学校への特別支援学級の設置において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「項3 中学校費」

「学校施設整備事業」について、浜須賀中学校大規模改修変更設計業務委託において、整備内容の調整に不測の日数を要し、年度内に完了しなかったため、及び鶴が台中学校外9校の屋内運動場トイレ改修工事において、令和6年度に実施している他の工事との施工時期の調整を行ったことにより、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「特別支援学級関係経費」について、国の補正予算を活用する梅田中学校への特別支援学級の設置において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「学校教育振興関係経費」について、教員等が使用する教科書及び指導書等の配備において、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

「項4 学校給食費」

「物価高騰対応重点支援事業（学校給食用食品購入費）」について、国の補正予算で措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和7年度上半期の小学校給食において児童分の食材費を支援するため、次年度へ繰り越すもの

「学校給食用食品購入費」について、物価高騰対応重点支援地方創
生臨時交付金を活用した児童分の食材費支援の実施に伴って計上す
る、令和7年度上半期の小学校給食における教職員分の食材費におい
て、次年度へ繰り越すもの

「項5 社会教育費」

「文化資料館跡地処分事業」について、旧文化資料館解体工事の影
響により生じた近隣住家の損傷に対する補償協議において、不測の日
数を要し、年度内に完了しなかったため、次年度へ繰り越すもの

**報告第8号 令和6年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業
特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について(議案書
P109～111)**

「款1 総務費」

「項1 総務管理費」

「用地先行取得事業」について、自動車損害保険料及び公課費にお
いて、じんかい収集車の購入に係る入札が不調となり、再入札を実施
しても年度内の納車が見込めないため、及びはしご付消防自動車の購
入に係る納期の遅延により、年度内での執行が見込めないため、次年
度へ繰り越すもの

報告第9号 令和6年度茅ヶ崎市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書について(議案書 P113~115)

「款 10 教育費」

「項 2 小学校費」

「予防保全事業（茅ヶ崎小学校給食調理場エレベーター改修工事）」について、一部の部品において、年度末になって、年度内の納品が見込めないことが判明し、調達に不測の日数を要したため、繰越しするもの

報告第10号 令和6年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の継続費繰越計算書について(議案書 P117~119)

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費の繰越額として、「中島ポンプ場整備事業」については、河川管理者との協議に時間を要したため、事業費を令和7年度に繰り越すもの

報告第11号 令和6年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の繰越計算書について(議案書 P121~123)

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額として、「雨水施設整備事業」及び「汚水施設整備事業」については、事業者との協議に時間を要したため、事業費を令和7年度に繰り越すものの

「長寿命化事業」及び「地震対策事業」については、国の令和6年度第1次補正予算による国庫補助金を活用し、事業を実施することとしたため、事業費を令和7年度に繰り越すもの

「中島ポンプ場整備事業」については、河川管理者との協議に時間を要したため、事業費を令和7年度に繰り越すもの